

腎臓病療養指導士認定資格更新の流れ

対象者に事務局より資格更新申請書類を郵送
(認定期間最終年度5月)

資格更新を希望する
※更新前に更新要件をよくご確認ください*1

資格更新を希望しない

資格喪失

資格更新申請書類を提出
(提出期限 11月末必着)
【更新審査料が必要】*2

更新猶予申請書を提出
(提出期限 11月末必着)
【猶予申請料が必要】*3

「やむを得ない理由」*5により資格更新
手続きの延長を希望する場合は
延長申請書を提出
(提出期限7月末必着)
【延長審査料が必要】*6

更新可

審査の結果、更新不可と
なった場合は次年度に
限り再度更新申請が可能
【再審査料が必要】*4

認定証を発送
(翌年4月上旬)

次年度に限り更新申請が可能
【更新審査料が必要】

延長可*7

次年度更新を申請
【更新審査料が必要】

*1 日本腎臓学会学術総会、東部大会・西部大会等の各学会への参加および腎臓病療養指導士企画の参加等、対象となる各学術集会で単位取得可能です。必要単位取得を確認のうえ、期日までに申請書類を提出ください。なお、e-learning代替研修を利用の場合は更新申請書類と同封の上、レポートを提出ください。ただし、レポート審査の結果が不合格の場合は単位取得できませんので、更新不可となります。

*2 申請書類に不備がある場合、期日までに提出されない場合は更新不可となります。更新要件をよくご確認のうえ、期日までにご提出ください。

*3 更新要件を満たさないなどの理由で次年度に更新を繰り延べたい場合には、1回に限り猶予申請が可能です。猶予申請の次年度に更新できなかった場合は資格を喪失します。なお、猶予申請書提出時には猶予申請料が必要です。

*4 更新不可となった場合は次年度に限り再度更新申請が可能です。次年度に更新できなかった場合は資格を喪失します。再度更新申請には再審査料として3,300円が必要です。

*5 「やむを得ない理由」は以下の通りです。
延長申請するには延長申請書と理由に関する証明書の提出が必要です。

- ① 海外留学
- ② 産前・産後休業中、育児休業中
- ③ 介護休業中
- ④ 長期病気療養
- ⑤ その他

**「その他」の理由で資格更新の延長を希望する場合には、その理由と当該理由を証明する書類をご提出ください。ただし、申請理由によっては延長を認めない場合があります。

*6 延長申請には延長審査料が必要です。

なお、延長申請が認められなかった場合には、11月末までに更新申請か猶予申請を行う必要があり、これらの申請を行わなかった場合は資格を喪失します。

*7 「やむを得ない理由」による延長は原則3回までとし、連続して複数年の延長申請を希望する場合であっても毎年申請が必要です。

【審査料について】

更新審査料	11000円（税込）
猶予申請料	3300円（税込）
延長審査料	3300円（税込）
再審査料	3300円（税込）